

○富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金交付要綱

平成22年3月8日

告示第65—5号

(趣旨)

第1条 この告示は、様々な地域の課題の解決に向けて、継続的に行われることが見込める事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、富士川町補助金等交付規則（平成22年富士川町規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、町内に住所を有する個人又は町内を主たる活動の範囲とする法人以外の団体、町内に主たる事務所を置く特定非営利活動法人若しくは企業組合とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) この告示による補助金の交付を受けたことのない者
- (2) 自己資金を用いて起業しようとする者
- (3) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第1項の規定により町が作成した創業支援等事業計画に基づく別に定める支援を受けた者

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金対象者としてしない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける事業又は公序良俗に反する事業を行う者
- (2) 富士川町暴力団員排除条例（平成24年富士川町条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付する者としてふさわしくないと認めるもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「事業」という。）は、第2条各号に掲げる者が行う事業で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地域社会の自立、活性化及び地域コミュニティの再生が期待される事業
- (2) 地域の人材及び資源を活用し、地域の課題を解決するための事業
- (3) 補助金の交付を受けた日から、5年以上継続が見込まれる事業

(4) 他に町の補助金等の交付を受けない事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象経費は、事業に直接必要な経費であって別表に掲げるものとする。

(補助対象期間及び補助金額)

第6条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、第8条の規定による交付決定の通知を受けた日の属する年度から起算して3年とする。

2 補助金の額は、前条の対象経費の2分の1に相当する額以内とし、次の各号に掲げる第8条の規定による交付決定の日が属する年度から起算した区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 第1年度分 50万円

(2) 第2年度分 30万円

(3) 第3年度分 20万円

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の概算払い)

第9条 町長は、必要と認めるときは、前条の規定により決定した補助金の交付の額の範囲内で概算払いをすることができる。

2 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の概算払いを受けようとするときは、富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金概算払請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(事業の変更等)

第10条 補助事業者は、事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出してその承認を受けなければならない。ただし、次の軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 補助金の交付の目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業効率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない変更
 - (2) 各事業区分の間において、いずれか低い額の20パーセント以内の経費配分の変更
- 2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了する見込みのないとき又はこの事業の遂行が困難になったときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助対象期間における各年度の事業が終了したときは、富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業の完了日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助金の額を確定し、富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金交付額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。この場合において、町長は、既に交付した補助金の額に残額が生じたときは期限を定めてその差額の返納を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第13条 交付決定者は、前条の補助金の交付額の確定の通知を受けた場合において、既に交付した補助金の額に不足が生じたときは、富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については町長が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、町長の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、担保に供し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金財産処分承認申請書（様式第8号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 町長は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（事業報告）

第15条 補助事業者は、補助金の補助対象期間が満了した年度の翌年度から2年間について、毎年度、事業の実施状況を当該事業の決算日から起算して1月を経過した日までに、富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金事業実施状況報告書（様式第9号）により町長に提出しなければならない。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成22年3月8日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の増穂町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和7年2月14日告示第17号）

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金交付要綱の規定は、この告示の施行日以後に行われる第7条の規定による申請から適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

補助対象経費

経費区分	内容
構築物費	(1) 事務所等の借用又は修繕に要する経費

	(2)構築物等の購入、リース、レンタル、制作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
機械装置費	機械装置及び設備等の購入、リース、レンタル、制作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
工具器具費	機械装置を製作するために必要な工具器具備品（木型、金型を含み、耐用年数1年以内のものを除く。）等の購入、リース、レンタル、制作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
労務費	立ち上げ時期から3年間に臨時的に雇用する者に対する賃金
報償費	補助事業者に対し、指導及び助言等を行う専門家等に対する謝金
旅費	指導又は助言を行う者の旅費及び補助事業者が事業を実施する際に必要な旅費
試作品製作費	試作品の製作に必要な原材料費、外注加工費、検査分析費等
委託料	市場調査委託料、ホームページ作成委託料等
広告宣伝費	ちらしやパンフレットの作成等広告宣伝に要する経費
諸経費	光熱水費及び回線使用料、通信・運搬費、研修費、書籍購入費、消耗品費、その他補助事業に必要な経費として町長が認める経費（補助対象経費の20%以内）

注

- 1 補助対象経費は、事業の立ち上げ（新たな開業、新事業分野への取り組み）から、軌道に乗るまでに要する経費であり、単年度事業で3年間とする。
- 2 補助対象経費は、補助金の交付決定日から、補助金の交付決定日の属する年度の3月31日までの間に発生・支出される経費とする。（今年度、次年度、最終年度の3月31日）
- 3 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とならない。
 - (1) 自宅を兼ねる店舗又は事務所の借用及び修繕に要する経費
 - (2) 車両、電話機・パソコン等の購入費及びソフトウェアライセンス費用等の汎用性が高く、使用目的が第4条各号に掲げる事業内容に照らし必要と認められない経費
 - (3) 事業を行うに当たって恒常的に必要となる人件費
 - (4) 団体等の運営のために必要となる経費
 - (5) 土地建物等の不動産取得費

様式第 1 号(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

富士川町長

住 所
事業者名
代表者名 ㊟

富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金交付申請書

コミュニティビジネスモデル事業を実施したいので、コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業者概要書
- 3 事業計画書
- 4 収支計画書
- 5 その他添付資料

事業概要書

事業者名				
所在地	〒			
代表者氏名				
代表者住所	〒			
連絡先	事務担当者氏名			
	事務担当者電話番号 mailアドレス			
	代表者電話番号 mailアドレス			
事業者の概要	設立年月日		会員数 従業者数	
	活動目的			
	活動内容	※ 主な活動内容を箇条書きしてください。		
	組織	※ 添付資料として、団体の定款又は規約、及び役員・構成メンバー等の氏名・住所等の資料を添付してください。		
収支予算 ※応募事業に関する収支予算の概要を記入してください。	収 入		支 出	
	科 目	予算額(千円)	科 目	予算額(千円)
	合 計		合 計	

事業計画書

事業者名

事業名	
事業の背景(事業に取り組もうとする背景、きっかけ、解決が望まれる地域の課題等)	
事業の目的(そのために、何を目的として、またどのような効果を狙って事業を実施するか等)	
事業の内容(事業のコンセプト、内容、仕組み等)	

事業の実現性(どのようなニーズに対応するか、需要(利用者数、金額)の見込み・根拠等)
事業の実施体制(事業に携わる人員体制、雇用の計画、地域の協力者等)
今年度のスケジュール(事業の実施スケジュール)
次年度以降の展開(次年度以降の事業展開)

※ 用紙が足りない場合は適宜追加してください。

※ 参考となる資料、イメージ図等がある場合は別に添付してください。

収 支 計 画 書(全体計画)

○収入の部

科 目	予算額(円)	積算の根拠等
合 計		

○支出の部

科 目	予算額(円)	うち 補助対象額	積算の根拠等
合 計			

収 支 計 画 書(今年度)

○収入の部

科 目	予算額(円)	積算の根拠等
合 計		

○支出の部

科 目	予算額(円)	うち 補助対象額	積算の根拠等
合 計			

収 支 計 画 書(次年度)

○収入の部

科 目	予算額(円)	積算の根拠等
合 計		

○支出の部

科 目	予算額(円)	うち 補助対象額	積算の根拠等
合 計			

収 支 計 画 書(最終年度)

○収入の部

科 目	予算額(円)	積算の根拠等
合 計		

○支出の部

科 目	予算額(円)	うち 補助対象額	積算の根拠等
合 計			

様式第 2 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

富士川町長 印

富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、富士川町補助金等交付規則及び富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり交付決定します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金交付要綱第 14 条で定める財産処分制限期間は、次のとおりとする。

取得財産等の品目	財産処分制限期間

様式第 3 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

富士川町長

住 所
事業者名
代表者名 ㊤

富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額

補助金交付決定額①	既概算交付額②	差 引 額①－②＝③	今回概算請求額	備考

2 概算払い請求の理由

3 補助金の振込先

金 融 機 関 名	
本 ・ 支 店 名	本店・支店
預 金 種 目	当座・普通
口 座 番 号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第 4 号(第 10 条関係)

第 号
年 月 日

富士川町長

住 所
事業者名
代表者名 ㊟

富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定の通知
のあった補助事業について、次の理由により事業の変更をしたいので、富士川
町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金交付要綱第 10 条の規定に
より承認を申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

科目	予算額		補助対象額			変更内容の積算根拠
	変更前	変更後	変更前	変更後	増減	

様式第 5 号(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

富士川町長

住 所
事業者名
代表者名 ㊟

富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定の通知
のあった補助事業について、その実績を次のとおり報告します。

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他添付書類

事業報告書

事業名	
事業の実施内容(事業の内容、仕組み、実施体制等)	
事業の成果及び今後の取り組み	

※ 用紙が足りない場合は適宜追加してください。

※ 参考となる資料、イメージ図等がある場合は別に添付してください。

収 支 決 算 書

○収入の部

科 目	予算額	決算額	積算の根拠等
合 計			

○支出の部

科 目	予算額	決算額	積算の根拠等
合 計			

※ 支出に関する証拠書類を添付してください。

様式第 6 号(第 12 条関係)

第 号
年 月 日

様

富士川町長



富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったこのことについては、富士川町
コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金交付要綱第 12 条の規定によ
り、次のとおり補助金の額を確定します。

確 定 額 金 円

様式第 7 号(第 13 条関係)

年 月 日

富士川町長

住 所
事業者名
代表者名 ㊤

富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金について、富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金交付要綱第 13 条の規定により請求します。

1 補助金確定額 確定額 金 円

2 請求額

補助金交付 決定額①	既概算交付 額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回請求額	備考

3 補助金の振込先

金 融 機 関 名	
本 ・ 支 店 名	本店・支店
預 金 種 目	当座・普通
口 座 番 号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第 8 号 (第 14 条関係)

第 号
年 月 日

富士川町長

住 所
事業者名
代表者名 ㊟

富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金財産処分承認申請書

年度富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、富士川町コミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金交付要綱第 13 条の規定により、申請します。

- 1 財産処分の明細
- 2 処分内容
- 3 処分理由
- 4 その他添付書類

様式第 9 号（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

富士川町長

住 所
事業者名
代表者名

富士川町コミュニティビジネスモデル事業支援補助金
事業実施状況報告書

年 月 日付け第 号で補助金交付の決定の通知のあ
った補助事業に係る事業の実施状況について、富士川町コミュニテ
ィビジネスモデル事業起業支援補助金交付要綱第15条の規定により
報告します。

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他添付書類

様式第 1 号 (第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 9 条関係)

様式第 4 号 (第10条関係)

様式第 5 号 (第11条関係)

様式第 6 号 (第12条関係)

様式第 7 号 (第13条関係)

様式第 8 号 (第14条関係)

様式第 9 号 (第15条関係)